

障害者雇用率 上げ最大

厚労省、2.7%に 24年度から段階実施

厚生労働省は18日、企業が雇用すべき障害者の

割合(障害者雇用率)を
現行の2.3%から2.7%に引き上げると決めた。労働政策審議会(厚

に引き上げ、26年度に2.7%とする。

企業の対応期間を考慮し、24年4月から2.5%、26年7月から2.7%に引き上げる。現行の

2.3%だと常用労働者数44人以上の企業は障害者を雇用する必要がある。2.5%になると40人以上、2.7%なら38人以上の企業で新たに雇

分の2.3%から2.7%に引き上げると決めた。労働政策審議会(厚相の諮問機関)分科会に示し、了承された。引き上げ幅0.4%は障害者雇用が義務になった1976年以降で最大だ。2024年度から段階的

企業は雇うべき障害者の割合は障害者雇用促進法に基づいて決まり、5年に1度見直している。一定の条件を満たす常用労働者数などに対する割合を集計し、未達成企業は不足1人当たり月5

万円を納付することになっている。厚労省は雇用率の見直しに必要な政省令を年度内に改正する。

企業の雇用率引き上げに合わせ、国と地方公共団体、教育委員会もそれぞれ雇用率を段階的に引き上げる。26年7月以降の雇用率は国と地方公共団体が3.0%、教育委員会は2.9%とする。厚労省のまとめでは22年6月時点で企業に雇用されている障害者数は61万人と過去最多を更新した。一方で障害者雇用率を達成している企業の割合は48.3%にとどまっている。

用の義務が生じる。

企業の雇用率引き上げに合わせ、国と地方公共団体、教育委員会もそれぞれ雇用率を段階的に引き上げる。26年7月以降の雇用率は国と地方公共団体が3.0%、教育委員会は2.9%とする。

